

## 6月定例会

# 行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例など9議案を可決・承認・同意



議場風景（6月定例会）

6月定例会には、市長提出議案9件が提出され、すべてを原案のとおり可決・承認・同意するとともに、諮問3件を適任としました。

主な議案の内容は次のとおりです。

## 市長提出議案

### 条例 組織改正に伴う条例の改正等

○行田市行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例（原案可決）

平成28年4月1日付の組織改正に伴い、行田市行政改革推進委員会設置条例において引用している課「総合政策部企画政策課」を「総合政策部改革推進室」と改めるため、また行田市児童福祉審議会条例及び行田市子ども・子育て会議条例において引用している課「健康福祉部子育て支援課」を「健康福祉部子ども未来課」と改めるため、条例の一部を改正するものである。

**質疑** 「子育て支援課」の課名を「子ども未来課」へ変更した理由は。

**答** 子育て環境ナンバーワンを目指す本市において、将来を担う人材である子どもたちの明るい未来を実現するための子育て支援施策を包括的に実施するため、これをあらわす部署名として「子ども未来課」へと変更したものである。

○行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（原案可決）

従来より保健師や看護師を保育士としてみなす特例を設けていたが、保育士の確保が喫緊の課題となっていることから准看護師を、さらに幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭資格保有者を保育士とみなし、配置することができるとなったほか、朝夕など入所児童が少なくなる時間帯などには、保育士の資格は有しないものの、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認めるものを保育士として配置できるようにした。

また、避難用の屋内階段の仕様について、建築基準法施行令が一部改正されたため、同法施行令を引用している家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことから、条例の一部を改正するものである。

**質疑** 准看護師も保育士とみなすとのことだが、どのような変化があるか。また保護者からの懸念はないか。

**答** 保育の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善を図り、就業継続支援につながる。また、保育所などにおいて准看護師としての知識をいかながら保育業務に従事することが想定される。なお、医療機関との連絡体制もこれまでと同様に確保されることから保護者の懸念は生じないと考えている。

○行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例（原案可決）

国では幼児教育の無償化を目指しており、その段階的な取り組みとして、平成28年度から年収約360万円未満相当の多子世帯の保育料を第二子は半額、第三子は無償、また、ひとり親世帯等における保育料を第一子は半額、第二子以降は無償との軽減拡大を行うこととなったため、条例の一部を改正するものである。

**質疑** 今回の改正により、半額や無償となる年齢は。

**答** 4月1日時点で、満5歳に達している児童までが対象となる。

**質疑** 今回の改正による多子